

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第101号

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項ただし書中「(集団検診(受診者の数が10人以上のものに限り、かつ、労働安全衛生規則第44条の規定により事業者が行う健康診断を除く。))に係る使用料等にあつては、4割)」を削る。

別表診療報酬の算定方法に定めがないものの項中

「

文書料	証明書		1 通	600
	診断書	労働安全衛生規則 第44条の規定に より事業者が行う 健康診断に係るも の		900
		その他のもの		1,800

を

」

「

証明書に係る文書料	1 通	600
-----------	-----	-----

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書に係る文書料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)